

# 秋田県公報

## 目 次

告示

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(二〇四・税務課)……………1

○地籍調査に関する事業計画(二〇五・農山村振興課)……………1

## 公 告

○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(環境整備課)……………2

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(鹿角地域振興局農林部)……………2

○土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)……………3

○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………3

○県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部)……………3

○県営土地改良事業工事の完了(平鹿地域振興局農林部)……………3

○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)二件……………3

公安委員会告示

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(四〇・生活環境課)……………4

## 告 示

**秋田県告示第二百四号**

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

- 平成二十年四月二十二日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 氏名又は名称 太 田 雅 子
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 仙北市角館町下新町二十

三 指定取消年月日 平成二十年三月三十一日

### 秋田県告示第二百五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六の三第二項の規定により、次のとおり平成二十年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 調査を行う者の名称 秋田市
- (二) 調査地域 秋田市雄和平尾鳥字馬落ほか七字
- (三) 調査期間 平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで
- (一) 調査を行う者の名称 能代市
- (二) 調査地域 能代市二ツ井町字家後ほか五字
- (三) 調査期間 平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで
- (一) 調査を行う者の名称 横手市
- (二) 調査地域 横手市金沢中野・安本・金沢・金沢本町・増田町亀田・平鹿町浅舞・平鹿町中吉田・雄物川大沢・雄物川町今宿・十文字町仁井田・十文字町・山内筏字岩瀬ほか六十四字
- (三) 調査期間 平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで
- (一) 調査を行う者の名称 大館市
- (二) 調査地域 大館市早口字高岨沢口ほか一字
- (三) 調査期間 平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで
- (一) 調査を行う者の名称 男鹿市
- (二) 調査地域 男鹿市

(三) 調査期間 男鹿市船川港椿字金山沢・台島字土坂・女川字五輪田

(一) 調査を行う者の名称 湯沢市

(二) 調査地域 湯沢市秋ノ宮・皆瀬・駒形町字大倉下北田ほか百十字

(三) 調査期間 平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで

(一) 調査を行う者の名称 鹿角市

(二) 調査地域 鹿角市十和田毛馬内・十和田岡田・十和田大湯・十和田山根字外久保ほか六十字

(三) 調査期間 平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで

(一) 調査を行う者の名称 由利本荘市

(二) 調査地域 由利本荘市大築・滝ノ沢・矢島町川辺・矢島町木在・東由利町代・東由利黒淵字段ノ下ほか二十八字

(三) 調査期間 平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで

(一) 調査を行う者の名称 大仙市

(二) 調査地域 大仙市刈和野・協和船岡・太田町永代・太田町川口字幅ほか十六字

(三) 調査期間 平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで

(一) 調査を行う者の名称 にかほ市

(二) 調査地域 にかほ市飛・前川・黒川字千刈ほか六十四字

(三) 調査機関 平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地

- 十一(一) 調査を行う者の名称  
仙北市
- (二) 調査地域  
仙北市角館町山谷川崎・角館町西長野野田ほか三字
- (三) 調査期間  
平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで
- 十二(一) 調査を行う者の名称  
藤里町
- (二) 調査地域  
藤里町粕毛字室岱ほか七字
- (三) 調査期間  
平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで
- 十三(一) 調査を行う者の名称  
八峰町
- (二) 調査地域  
八峰町峰浜石川・峰浜内荒巻・峰浜沼田・峰浜田中・八森字御所の台ほか十六字
- (三) 調査期間  
平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで
- 十四(一) 調査を行う者の名称  
美郷町
- (二) 調査地域  
美郷町金沢西根字上石町ほか十字
- (三) 調査期間  
平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで
- 十五(一) 調査を行う者の名称  
羽後町
- (二) 調査地域  
羽後町杉宮・貝沢字京塚ほか七字
- (三) 調査期間  
平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで

方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年四月二十二日  
秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
    - (一) 役務の名称及び数量  
能代産業廃棄物処理センター汚泥除去業務委託 一式
    - (二) 役務の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
    - (三) 履行期間  
契約締結の日から平成二十年九月十九日(金)まで
    - (四) 履行場所  
能代市浅内字上ノ山地内
  - 二 入札に参加する者に必要な資格  
(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に基づく産業廃棄物処理施設(移动式汚泥脱水施設)の設置に係る秋田県知事の許可、産業廃棄物収集運搬業(汚泥)に係る秋田県知事の許可及び産業廃棄物処分業(汚泥)に係る秋田県知事の許可を有すること。
  - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県生活環境文化部環境整備課(電話番号〇一八八六〇一六二五)
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年四月二十二日(火)から同年五月二十九日(木)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成二十年六月三日(火) 午前十一時  
秋田県庁地下一階 会計管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他  
(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

(二) 日本語及び日本国通貨  
入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効  
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要  
提出書類等

(六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他  
詳細は、入札説明書による。

七 概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of the service to be required: Removal and disposal of the industrial waste (Sludge) 1 set
  - 2 Time-limit of tender: 11:00 a.m. 3 June, 2008
  - 3 Contact point for the notice: Environment Management Division, Department of Living, Environment and Culture, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL: 018-860-1625 (Japanese only)
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、小坂町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年四月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任監事の住所及び氏名  
鹿角郡小坂町大地上前田二番地 亀田三次郎

二 就任監事の住所及び氏名  
鹿角郡小坂町大地上前田二番地 亀田 貫一

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、能代市東土地改良区から申請があつた定款変更について、平成二十年四月十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 仁井田堰土地改良区  
認可年月日 平成二十年四月十四日

二 昭和土地改良区  
認可年月日 平成二十年四月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 県営土地改良事業（種沢地区経営体育成基盤整備事業）  
完了年月日 平成二十年三月十二日

二 県営土地改良事業（井川東部地区経営体育成基盤整備事業）  
完了年月日 平成二十年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 県営土地改良事業（奥羽南部第四地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農免農道））

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

二 完了年月日 平成十九年十二月十一日  
県営土地改良事業（奥羽南部第四・二期地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農免農道））

三 完了年月日 平成二十年三月二十六日  
県営土地改良事業（鉢山地区ため池等整備事業（ため池））

四 完了年月日 平成二十年三月十日  
県営土地改良事業（二瀬地区ため池等整備事業（用排水））

五 完了年月日 平成二十年三月二十八日  
県営土地改良事業（境町北部地区経営体育成基盤整備事業）

秋田県知事 寺 田 典 城

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月二十二日

番号	所在地	地目等	面積（㎡）	予定価格（円）
一	秋田市仁井田新田一丁目百四十三番十六	宅 地	一、〇一三・三二、〇九四、〇〇〇	一六、七九〇、〇〇〇
二	北秋田市大町百三番	宅 地	九八七・九二	一六、七九〇、〇〇〇
三	大館市字相染沢中岱百三十九番十三、百三十九番十四、百三十九番十五、百三十九番二十	宅 地	二、二五六・一一、二〇〇、〇〇〇	一一、二〇〇、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一	秋田県会計管財課財産管理班（電話〇一八―八六〇―二七三六）	平成二十年四月二十二日（火）から同年五月十二日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで
二	秋田県北秋田地域振興局総務経理課（電話〇一八六―六二―二五二）	平成二十年四月二十二日（火）から同年五月十日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで
三	秋田県北秋田地域振興局総務企画部大館事務所（電話〇一八六―四九―二二一四）	平成二十年四月二十二日（火）から同年五月十日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	秋田県出納局会計管財課入札室	平成二十年五月十三日（火）午前十時三十分
二	秋田県北秋田地域振興局庁舎 第二会議室	平成二十年五月十五日（木）午前十一時
三	秋田県大館地区総合庁舎 大会議室	平成二十年五月十五日（木）午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格  
入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。）

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
  - 印鑑、住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (二) 法人の場合
  - 法人の代表者印、法人の登記事項証明書

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第百六十六條に規定するところによる。

八 その他

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。  
詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課（電話〇一八一八六〇―二七三六）に照会のこと。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年四月二十二日

一 入札に付する物件の所在地、面積等  
秋田県知事 寺 田 典 城

番号	所在地	地目等	面積（㎡）	予定価格（円）	入札保証金（円）
一	南秋田郡五城目町馬場	宅 地	二七六・五九	八三五、〇〇〇	八四、〇〇〇
	目字蓬内台九二番七				

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一	ヤフー株式会社提供 する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による	平成二十年四月二十四日（木）午後一時から 同年六月三日（火）午後二時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	期 間
一	公有財産売却システムによる	平成二十年六月十日（火）午後一時から同年六月十七日（火）午後一時まで

四 開札日時

番号	場 所	期 間
一	公有財産売却システムによる	平成二十年六月十七日（火）午後一時

五 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は一回に限り行うことができる。現地説明を行う場所及び日時

番号	現地説明を行う場所	現地説明を行う日時
一	南秋田郡五城目町馬場目字蓬内台九二番七	随時

七 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七條の四第一項に規定する一般競争入札に参加させることができないう者又は同条第二項各号に掲げる者のいづれにも該当しない個人又は法人であること。

(二) 日本語を完全に理解できる者。

(三) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田県インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者。

(四) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有する者。

(五) 二により、あらかじめ一般競争入札への申込みをしたものであること。

八 一般競争入札の参加申し込み等に関する事項  
(一) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行うこと。

(二) 申込み手続き

一般競争入札の参加申込み手続きは、(一)により参加の申込み手続きを完了した後、二で掲げた期日までに所定の申込書により秋田県出納局会計管財課に一般競争入札への参加を申し込みするものとする。

九 入札保証金に関する事項

(一) 入札に参加しようとする者は、一に定める額の入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。

(二) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。

(三) 入札保証金は落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

十 契約に関する事項

落札者は、平成二十年六月二十三日（月）までに契約締結しなければならぬ。

十一 売払代金の納入  
契約を締結した者は、当該契約締結の日から二十日以内に当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

十二 入札の無効

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第百六十六條に規定するところによる。

十三 落札者の決定の方法

入札期間終了後、秋田県は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

十四 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課（電話〇一八一八六〇―二七三六）に照会のこと。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第40号  
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施

施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。  
平成20年4月22日  
秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

- 1 実施年月日  
平成20年5月29日（木）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所  
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数  
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員  
40人
- 5 受講申込みに必要な書類  
(1) 受講申込書 2通  
(2) 写真 2枚  
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。  
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等  
(1) 申込用紙の交付  
各受付場所において交付する。  
(2) 受付期間  
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成20年4月22日（火）から5月23日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。
- (3) 受付場所  
住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料  
6,800円  
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他  
(1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。  
(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活

環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

正 張

ページ	段	行	張	正
				平成二十年四月十一日（第一九六九号）掲載の人事委員会訓令（人事委員会事務局処分規程の一部を改正する訓令）（原稿紙の）
三	上	三十五	公布の日	平成二十年四月十一日

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄